

保護者の皆様へ

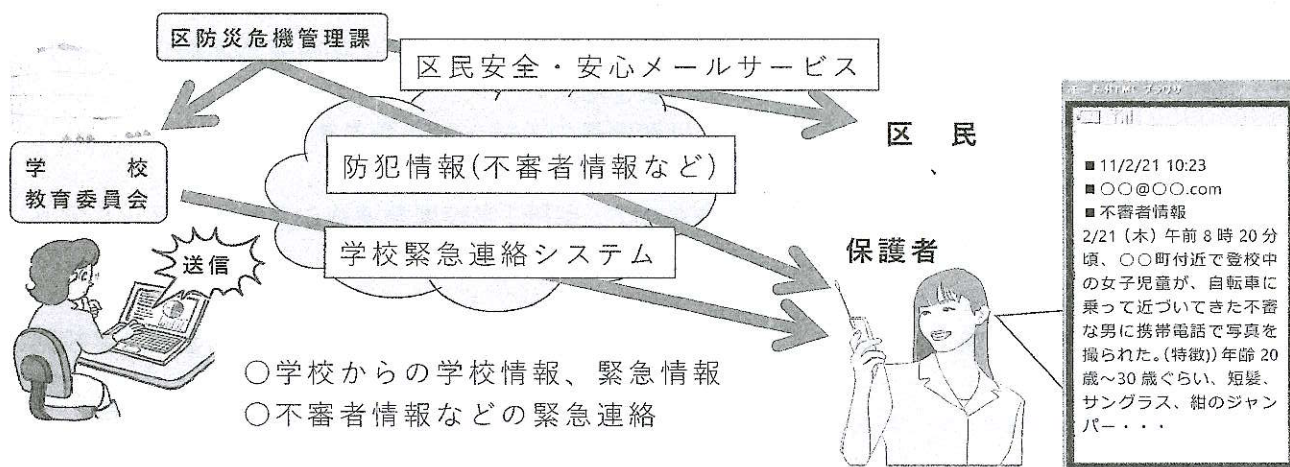
大田区教育委員会

大田区学校緊急連絡システムのお知らせ

■「大田区学校緊急連絡システム」とは

大田区教育委員会が運用するメールによる連絡システムです。学校や教育委員会が、特に緊急な情報をお知らせする必要があると判断した場合、登録された保護者の携帯電話等にメールを配信します。

また、緊急情報以外にも、各学校独自の情報を必要に応じて保護者にメール配信します。システムへの登録は無料ですが、メールの受信には、通常のメール受信料がかかります。登録は、保護者のご希望により登録していただくものです。登録を希望されない保護者には、学校からのプリント配付や電話連絡等により情報をお伝えします。



※学校緊急連絡システムに登録いただきますと、区内で子どもにかかわる事件・事故が発生した場合、区民安全・安心メールサービスの「防犯情報」(不審者情報等)を自動的に受信することができます。

区民安全・安心メールサービスのその他の情報(防災情報、気象情報等)の受信を希望される場合は、別途区民安全・安心メールサービスへの登録が必要となります(下表参照)。

■「区民安全・安心メールサービス」とは

大田区では、地域の防犯、防災力を高めるために、携帯電話やパソコンから、「①防犯」「②防災」「③気象」「④地震」「⑤水防」「⑥防災無線」の情報を希望に応じて受信できる「区民安全・安心メールサービス」を行っています。情報を希望される方なら、どなたでも登録できます。

■登録先によるメール配信内容

登録先	配信内容	学校メール	防犯情報	防災情報	気象情報	地震情報	水防情報	防災無線
大田区学校緊急連絡システム		○	○	△	△	△	△	△
区民安全・安心メールサービス		△	○※	○	○	○	○	○

1 登録するためには

- 1 保護者ご自身が直接、携帯電話等からメールアドレス等をシステムに登録していただきます。
(登録者情報の変更や解除する場合も同様です。) **新規登録方法は、別紙「学校緊急連絡システム メールアドレスを新規登録する手順」に従い登録をしてください。**新規登録に必要な学校コードは、「学校緊急連絡システム メールアドレスを新規登録する手順」をご参照いただくか、学校へお問い合わせください。
- 2 迷惑メールやパソコンからの受信拒否設定をしている方は、受信できるように携帯電話の設定を変更してから登録を開始してください(**手順書に記載されている6つのアドレスからのメールを受信できるように設定を変更する必要があります**)。変更方法は、携帯電話の説明書をご確認いただくか、携帯電話会社にお問い合わせください。
- 3 ホームページの閲覧と電子メール(Eメール)を受信できる携帯電話等が必要です。
- 4 **【新入生の保護者の方へ】3月1日午後2時から登録が可能となります(予定)。3月中に登録する場合、学年は「新入生」を、4月以降に登録する場合、学年は「1年」を選択してください。なお、3月29日はシステムを更新しますので登録しないでください。**

2 登録後にご注意いただくことは

- 1 システムへの登録は、卒業するまで自動更新しますので、すでに学校緊急連絡システムに登録している方は、再度登録する必要はありません。
※ただし、以下の方は、改めて登録または変更等の手続きが必要です。
 - ・中学校に進学されたとき
前小学校での登録は一括削除いたしますので、別紙「学校緊急連絡システム メールアドレスを新規登録する手順」に従い登録をしてください。
 - ・転居して学校が変わったとき(区内から区内に)
新規に登録する前に、前学校での登録を削除してください。削除の方法は、別紙「学校緊急連絡システム メールアドレスを変更・追加・削除する手順」に従い削除をしてください。削除の手続き終了後、新たな学校から配付される手順書に従い新規登録してください。
 - ・携帯電話会社やメールアドレス等を変更した場合
「学校緊急連絡システム メールアドレスを変更・追加・削除する手順」に従い変更してください。
 - ・同じ学校に兄弟姉妹が入学・転校されたとき
メールは学年単位で配信することがありますので、兄弟姉妹が同じ学校に入学・転校されたときは、手順書に従い児童・生徒ごとに新規登録してください。
- 2 小学6年生、中学3年生の登録者は、卒業される年の3月末に教育委員会で「学校緊急連絡システム」の登録を一括削除します。

3 登録をやめたいときは

- 1 登録を削除する方法は、別紙「学校緊急連絡システム メールアドレスを変更・追加・削除する手順」に従い削除をしてください。
- 2 学校緊急連絡システムの登録を削除しても「区民安全・安心メールサービス」の登録は自動的に削除されません。区からの防犯情報等のメール配信も不要な場合は、「区民安全・安心メールサービス」の削除の手続きをしてください。削除の方法は、区から配信されるメールの末尾に記載されています。
- 3 **【新入生の保護者の方へ】大田区立小・中学校に入学しなくなった場合は、上記のとおり登録を削除し、手順書は破棄していただきますようお願いいたします。**

【問合せ先】大田区教育委員会事務局
教育総務部教育総務課
電話 5744-1447